

【論 文】

被害者が同胞だから怒るのか：道徳的違反における加害者および被害者の集団成員性が加害者への怒りにおよぼす効果¹

福 野 光 輝

問 題

道徳的違反によって引き起こされる怒り感情が、義憤 (moral outrage) と呼べるのかどうかについては、研究者の間で議論が交わされてきた。義憤とは、ある出来事やそれに関与した人物の行動が道義に反しているという知覚によって引き起こされる怒りを指す (Darley & Pittman, 2003; Hoffman, 2000; Montada & Schneider, 1989)。一方、私憤 (personal anger) とは、自分や同胞の利益が損なわれたという自益的な知覚によって引き起こされる怒りを指す (Batson, Chao, & Givens, 2009; Batson, Kenned, Nord, Stocks, Fleming, Marzette, Lishner, Hayes, Kolchinsky, & Zerger, 2007; O'Mara, Jackson, Batson, & Gaertner, 2011)。一連の実験研究からは、外集団成員が被害を受けたときより、同胞である内集団成員が被害を受けたときに、人は強い怒りを示すことが報告されている。それゆえ、研究者たちは、一見、義憤にみえるものも、実際には同胞への不利益にもとづく私憤にすぎないと主張してきた (Batson et al., 2009; 上原・中川・国左・岩淵・田村・森, 2013; 上原・中川・田村・小形・齋藤, 2013)。しかし、経験的には、子どもやお年寄り、障がい者など、いわゆる社会的弱者が犯罪被害者となったニュースを聞けば、その被害者が見ず知らずの人物であっても、強い憤りを覚えることがある。このような怒りは、道義に反しているという知覚によって生じているといえないだろうか。それともこの強い怒りは、被害者がたとえ見知らぬ人物だったとしても、あくまで自分と同じ国籍をもつ同胞だから生じるものなのだろうか。そこで本研究では、道徳的違反と怒りに関してこれまで行われてきた研究パラダイムを用いつつ、人々が道徳的違反を知覚した際に引き起こされる怒りにはどのような特徴があるのかを検討する。また、このような検討を通して、道徳的違反によって引き起こされる怒りが私憤なのか義憤なのか

¹ 本研究の計画と実施にあたり、佐藤公作氏 (放送大学) の協力を得ました。記して感謝いたします。

についてもあわせて考察する。

道徳的違反と怒りに関する先行研究

怒りが道徳的違反の知覚のみによってもたらされるかという問題を扱う代表的な先行研究は Batson et al. (2009) である。彼らによれば、義憤、すなわち道徳的違反による怒りは、他者の規範違反行為によって自分自身が被った被害に対する怒りとは異なるという。つまり、たとえ規範に対する違反にもとづくにせよ、自らに何らかの被害が生じたときに覚える怒りは、自己利益が脅かされたことによって生じたといえる。その怒りは、規範に違反したことのみから生じているわけではないため、義憤とはいえない。彼らは、こうした怒りを、上述のように私憤と呼んだ。また、自分にとって大切な人が不当に傷つけられた際に覚える加害者に対する怒りも義憤ではない。自分にとって重要な他者が受けた被害は、自分とはまったく無関係の人が受けた被害とはいえないからである。彼らはこれを同一性に関連した私憤 (identity-related personal anger) と呼んだ。Batson et al. (2009) は、より極端な道徳的違反の事例を取りあげれば、被害者が内集団成員であるときだけでなく、外集団成員であるときにも、加害者に対して同等の怒りを生じさせることができるのではないかと考えた。つまり、被害者が外集団成員であった場合でも、内集団成員であったときと同様の怒りが喚起されれば、それは義憤と解釈できるのではないかということである。そこで彼らは、アメリカ人大学生に対して、イラク国内でアルカイダからアメリカ人兵士（もしくはスリランカ人兵士）が拷問を受けるというシナリオを提示し、道徳的違反の程度と怒りを評価させた。その結果、道徳的違反の程度については、被害者が内集団成員であるアメリカ兵でも、外集団成員であるスリランカ兵でも違いはみられなかったが、加害者に対する怒りの評価は、被害者がスリランカ兵のときよりアメリカ兵のときに高まった。このことから、彼らは拷問を受けるといった極端な道徳的違反の事例を用いても、義憤の証拠は得られなかったと結論づけた。

Batson et al. (2009) の問題点と本研究の目的

Batson et al. (2009) の実験デザインにおいて、再検討すべきと思われる点が3つある。第一に、道徳的違反の生じた場所が、実験参加者のアメリカ人からすれば国外となっている点である。何が道徳的な行いかは国や文化によって異なる (e.g., Miller, Bersoff, & Harwood, 1990)。自分が住む文化圏とは異なる地域で起きた出来事に対して、自国の道徳規準を当てはめて判断することには躊躇が生まれるかもしれない。その意味で、自国の道徳規準の適用が容易な、国内で道徳的違反が起きた場合の怒りを測定する必要があるのではないだろうか。第二に、Batson et al. (2009) の実験では、加害者、つまり道徳的違反の当事者は一貫してア

ルカイダであり、アメリカ人の実験参加者からすれば外集団成員であった。このことが外集団成員の被害者より内集団成員の被害者のときに、人々に一層強い怒りを抱かせた可能性はないだろうか。加害者が内集団成員であった場合にも、怒りの程度に関して同様の傾向がみられるかどうか検討する必要がある。もし怒りに関して同様の傾向がみられなければ、Batson et al. (2009) で得られた同一性関連の私憤は、加害者の集団成員性によっても影響を受けていたことになるだろう。第三に、そもそも戦争時には多数の人命が犠牲になることを考えると、戦時下における拷問という事例が人々にとって現実味を感じるような道徳的違反場面といえるかどうかについては疑問が残る。拷問を受ける兵士も、場合によっては対戦国の人々の命を奪うという道義に反する立場になりうることを考えれば、兵士が拷問を受けることは、ある意味ではやむを得ないと思わせる側面があるかもしれない。一方、子どもやお年寄り、障がい者といった社会的弱者に対する加害は、加害者と被害者の地位の非対称性という観点からも極めて不当であり、強い道徳的違反を知覚させるのではないだろうか。実際、こうした社会的弱者が被害者となったニュースに対しては、多くの人々から加害者に対する強い怒り反応が寄せられることをみても、こうした事例は日常的な現実味を伴うといえるだろう。

以上の議論から、本研究の目的は、Batson et al. (2009) の結果を、実験デザインを拡張して再検討することである。その際、本研究では、Batson et al. (2009) とは異なり、国内において子どもが大人に殺害されたという事例を取りあげ、被害者が内集団成員か外集団成員かだけでなく、加害者の集団成員性も操作して、道徳的違反の知覚や怒りにおよぼす影響を検討する。

本研究の仮説

本研究では、Batson et al. (2009) の方法を拡張して用いながら、道徳的違反と怒りの関係について検討する。しかし、この方法を用いたこれまでの先行研究では義憤の証拠は得られていない。そのため、本研究においても、道徳的違反によって喚起される怒りは同一性関連の私憤であるという前提で仮説を立てることとした。この前提に立つならば、第一に、被害者が外集団成員であるときより、内集団成員であるときに、人々は加害者に対して強い怒りを報告するだろう（仮説1）。第二に、一般に、内集団成員であるにもかかわらず望ましくないと感じた成員は、しばしば外集団において望ましくないと感じた成員より否定的に評価される（黒い羊効果, Marques, Yzerbyt, & Leyens, 1988）。このことから、加害者が外集団成員であるときより、内集団成員であるときに、人々は加害者に対して強い怒りを報告するだろう（仮説2）。

とはいえ、加害者に対する怒りの程度は、加害者の集団成員性のみに規定されるのではなく、加害者の集団成員性と被害者のそれとの組み合わせによって異なると考えられる。仮説 2 で予想される傾向は、被害者が外集団成員であるときにのみみられるものかもしれない。被害者が外集団成員である場合、加害者も外集団成員であれば、それを見聞きする人にとって社会的同一性にもとづく怒りが喚起する余地は小さく、加害者が内集団成員であるときより怒りは弱いだろう。しかし、ある外集団成員の受けた被害の加害者が内集団成員であるときには、その不道徳な行為に対する怒りとともに、それによって自集団全体の評価が悪化してしまうことへの怒りも生じると考えられる。そのため、被害者が外集団成員の場合、内集団成員の加害者に対する怒りは、外集団成員の加害者に対するそれより、強くなると予想される。

他方、被害者が内集団成員である場合には、Batson et al. (2009) の結果が再現されるだろう。すなわち、内集団成員が被害にあった場合、その加害者が同じ内集団成員であるときより外集団成員であるときに、それが集団間の対立という図式に一致し、加害者に対して強い敵意と怒りを知覚させると考えられる。一般に、望ましくない行為に対する原因帰属は、行為主体が外集団成員のときには内的に、内集団成員のときには外的になされやすい（究極の帰属エラー、Pettigrew, 1979）。このことから、加害者と被害者がともにその評価者と同じ集団の成員である場合、評価者はまず加害者の動機を確かめようとしたり、その加害行為の原因が外的に帰属される可能性を探ろうとしたりするだろう。その結果、加害者が内集団成員のときは、外集団成員のときより、道徳的違反の知覚が即座に怒りを引き起こすことは少な

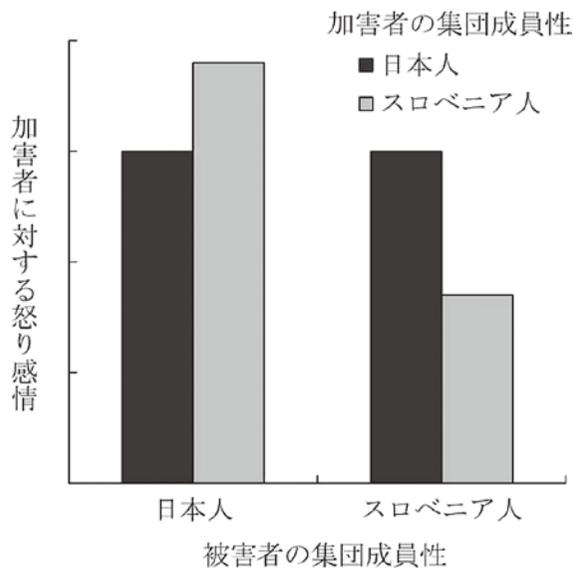


図 1 怒り感情に関する仮説グラフ

いと考えられる。以上の議論より、被害者が外集団成員である場合、その加害者が外集団成員であるときより内集団成員であるときに強い怒りが報告される一方で、被害者が内集団成員の場合には、その加害者が、被害者と同じ内集団成員であるときより外集団成員であるときに強い怒りが報告されるだろう（仮説3, 図1）。なお、具体的な仮説は設定しなかったが、本研究で取りあげる子どもが被害者となる事例に関しては、男性より女性の否定的反応が強まる可能性がある。そのため道徳的違反と怒り感情の性差についても探索的に検討する。

方法

実験参加者

宮城県内の私立大学に通う日本人学生 196 名（男性 124 名、女性 72 名）を対象に質問紙実験を行った。実験への参加は、ある心理学の講義を履修する学生に呼びかけ、自らの意志で実験参加に同意した者のみを対象とした。実験参加者の年齢平均は 18.7 歳、標準偏差は 0.79、範囲は 18 歳～23 歳であった。

手続きと実験デザイン

本研究の手続きは、上原・中川・国佐他（2013）のそれと基本的に同様であった。実験参加者は、新聞記事における事件描写に関する調査という名目で、道徳的違反に関する事例を読み、質問に回答した。道徳的違反に関する事例として、小学生の女兒が男に車に誘い込まれ殺害されたという架空の事件を取りあげた²。実験デザインは、容疑者（以下、加害者）の集団成員性（日本人・スロベニア人）×被害者の集団成員性（日本人・スロベニア人）の 2 要因であり³、いずれも被験者間要因であった。回答者は 4 種類のシナリオのうちのいずれか 1 つに回答した。また、どの条件でも事件は日本国内で起きたと描写した。

新聞記事に関する自由記述

まず、実験参加者は事件の概要を描写した架空の新聞記事を読んだ後、この記事を読みながら最初に考えたことや感じたことを自由記述で回答した。この質問は、記事で取りあげられている事件の内容が道義に反するものであると実験参加者に認識させること、また記事を読みながら覚えた感情を想起してもらい、回答の信頼性を高めることを意図した。

² 事例はまったく架空のものであったが、実験参加者への教示の際は、実際に起きた事件をもとに書かれた新聞記事だが、実際の地名や実名は伏せていると説明した。

³ 上原・中川・国佐他（2013）にもとづき、外集団成員の国籍をスロベニア共和国とした。

被害発生リスク認知の測定

次に、同じような事件が身近でどのくらい起きそうだと思うかを回答させた。具体的には、「あなたが今実際に住んでいる地域で、このような事件が起きる可能性はどのくらいあると思いますか」、「あなたにとって身近な人が、あなたの住んでいる周辺で、このような事件に巻き込まれる可能性はどのくらいあると思いますか」、「あなたが今実際に住んでいる地域に、このような事件を起こす人が、他の地域からやってくる可能性はどのくらいあると思いますか」の3項目を独自に作成し、1（まったくない）～5（非常にある）の5件法で評価させた。

怒り感情の測定

ついで、加害者に対する怒り感情を、上原・中川・国佐他（2013）で用いられた9項目の怒り形容詞を用いて測定した。具体的には、「いらだった」、「怒った」、「むしゃくしゃした」、「不愉快な」、「気にさわった」、「いきどおった」、「腹立たしい」、「気が立った」、「不満な」に1（まったく感じない）～5（非常に感じる）の5件法で評価させた。ただし上原・中川・国佐他（2013）と同様に、フィラー項目として、「驚いた」、「無関心な」、「あわてた」、「緊迫した」、「奇妙な」、「平静な」、「残念な」の7項目を含め、これらについても5件法で評価させた。

道徳的違反知覚の評価

さらに、加害者の行為がどのくらい道徳的に不当だと思うかを評価させた。具体的には、「この事件を起こした人の行為は、どのくらい道徳的に間違っていると思いますか」、および「この事件を起こした人の行為は、どのくらい人として許されないことだと思いますか」といずれも5件法でたずねた。前者については1（まったく正しい）から5（完全に間違っている）、後者については1（許される）から5（まったく許されない）で評価させた。

共感の測定

最後に、被害者に対する共感を測定するため、上原・中川・国佐他（2013）で用いられた共感項目に回答させた。具体的には、この事件に巻き込まれた人に対して、「同情的な気持ち」、「思いやりの気持ち」、「身近に思う気持ち」、「気の毒な気持ち」、「あわれみの気持ち」、「心を痛める気持ち」をどの程度感じるか、1（まったく感じない）～5（非常に感じる）の5件法で評価させた。

結 果

加害者に対する道徳的違反知覚の評価

加害者の行為が道徳的にどのように評価されたかを検討するため、まず道徳的違反知覚に関する2つの項目の信頼性係数を求めたところ、.68とやや低めであった。他方、相関係数は.52 ($p = .000$)と比較的高かったため、これら2項目の平均値を道徳的違反知覚の変数とした ($M = 4.83, SD = 0.38$)。この変数の歪度は-2.47であり、右に偏っていることが示された。そのため本来であれば、ノンパラメトリック決定を行うのが適切と考えられるが、独立変数が多いこともあり、今回は分散分析を行った。道徳的違反知覚が独立変数によって異なるかどうか検討するため、加害者の集団成員性(2)×被害者の集団成員性(2)×性別(2)の3要因分散分析を行った結果、加害者の集団成員性×性別の交互作用に傾向差がみられた ($F(1, 187) = 3.07, p = .081, \eta^2 = .016$, 表1)。これ以外の主効果および交互作用に有意差は認められなかった。加害者の集団成員性×性別の交互作用について下位検定を行ったところ、加害者が日本人のとき、男性は女性より加害者の道徳的違反の程度を強く知覚していた ($M = 4.93$ vs. $4.76, p = .029$)。また男性は、加害者がスロベニア人のときより日本人のときに、加害者の道徳的違反の程度を強く知覚する傾向があった ($M = 4.93$ vs. $4.80, p = .052$)。女性にくらべて男性は、内集団成員の道徳的違反を否定的に受けとめる傾向がみられた。

加害者に対する怒り感情

次に、実験参加者が加害者の行為にどのくらい怒りを感じたかについて検討した。怒り形容詞9項目の信頼性係数を求めたところ、.94と高かったため、これら9項目の平均値を怒り感情の変数とした ($M = 3.67, SD = 0.99$)。この変数の歪度は-0.67であり、分布の正規

表1 道徳的違反と怒り感情の平均値および標準偏差

	日本人加害者		スロベニア人加害者	
	日本人被害者	スロベニア人被害者	日本人被害者	スロベニア人被害者
男性				
道徳的違反知覚	4.99 (0.08)	4.88 (0.22)	4.83 (0.40)	4.76 (0.44)
怒り感情	3.65 (0.97)	3.57 (0.97)	3.70 (1.04)	3.41 (0.94)
女性				
道徳的違反知覚	4.80 (0.46)	4.71 (0.51)	4.81 (0.33)	4.83 (0.38)
怒り感情	4.10 (0.88)	3.94 (0.89)	3.79 (1.05)	3.39 (1.12)
全体				
道徳的違反知覚	4.93 (0.26)	4.78 (0.42)	4.83 (0.38)	4.79 (0.42)
怒り感情	3.78 (0.96)	3.77 (0.94)	3.72 (1.03)	3.40 (1.00)

性がほぼ確認された。怒り感情に独立変数の影響がみられるかどうか検討するため、加害者の集団成員性 (2) × 被害者の集団成員性 (2) × 性別 (2) の 3 要因分散分析を行ったものの、いずれの主効果および交互作用とも有意差は認められなかった ($F_s(1, 188) \leq 2.64, p_s \geq .106$, 表 1)。このことは、加害者が外集団成員 (スロベニア人) であるときに、被害者の集団成員性 (日本人かスロベニア人か) によって怒りの程度に有意差はなかったことを意味しており ($M = 3.72$ vs. $3.40, p = .112$), Batson et al. (2009) の結果は再現されなかった。また、被害者が内集団成員 (日本人) である場合においても、その加害者の集団成員性 (日本人かスロベニア人か) によって怒りの程度に差は認められず ($M = 3.78$ vs. $3.72, p = .544$), 加害者が外集団成員 (スロベニア人), 被害者が内集団成員 (日本人) という, Batson et al. (2009) が検討した危害の構図がとくに怒りを強めているわけではないことが示された。

被害者に対する共感と被害発生リスク認知

付加的な分析として、共感およびリスク認知が独立変数や道徳的違反、怒り感情とどのように関係するかを検討した。加害と被害の生じる状況では、加害によって生じた被害の深刻さを気の毒に思うことによっても怒りは生じうるだろう。この点を検討するため、まず、被害者への共感に独立変数の影響がみられるかどうか分析した。共感に関する 6 項目の平均値を共感得点として ($\alpha = .86, M = 3.64, SD = 0.90$), 加害者の集団成員性 (2) × 被害者の集団成員性 (2) × 性別 (2) の 3 要因分散分析を行った (表 2)。その結果、被害者の集団成員性の主効果に傾向差がみられ ($F(1, 188) = 2.92, p = .089, \eta^2 = .015$), 実験参加者はスロベニア人被害者より日本人被害者に対して共感を抱いていたことが示された ($M = 3.52$ vs. 3.76)。これ以外の主効果および交互作用に有意差はみられなかった。また表 3 にあるように、共感と道徳的違反知覚の相関係数は $.25$ ($p = .000$), 共感と怒りの相関係数は $.54$ ($p = .000$) であ

表 2 共感と被害発生リスク認知の平均値および標準偏差

	日本人加害者		スロベニア人加害者	
	日本人被害者	スロベニア人被害者	日本人被害者	スロベニア人被害者
男性				
共感	3.74 (0.95)	3.57 (0.95)	3.75 (0.86)	3.40 (0.97)
被害発生リスク認知	2.74 (0.86)	2.57 (0.98)	2.19 (0.64)	2.75 (0.96)
女性				
共感	3.83 (0.71)	3.56 (0.97)	3.76 (0.60)	3.59 (1.01)
被害発生リスク認知	3.24 (0.89)	2.58 (0.95)	2.38 (0.54)	2.69 (0.86)
全体				
共感	3.77 (0.88)	3.57 (0.95)	3.75 (0.79)	3.47 (0.98)
被害発生リスク認知	2.88 (0.89)	2.57 (0.95)	2.24 (0.62)	2.69 (0.86)

表3 道徳的違反知覚, 怒り感情, 共感, 被害発生リスク認知の信頼性係数, 平均値, 標準偏差, 相関係数

	α	M	SD	怒り感情	共感	リスク認知
道徳的違反知覚	.68	4.83	0.38	.30***	.25***	-.06
怒り感情	.94	3.67	0.99		.54***	-.06
共感	.86	3.64	0.90			.02
被害発生リスク認知	.82	2.61	0.88			

*** $p < .000$

り, 被害者に共感するほど怒りも強くなることが示された。そこで, 道徳的違反と怒りの関係に共感がどの程度影響しているかを検討するため, 共感を統制変数として道徳的違反と怒りの偏相関係数を求めたところ, .20 ($p = .006$)であった。共感を除外しても道徳的違反と怒りの関連は認められたことから, 道徳的違反はそれ自体で怒りの喚起に影響をおよぼしていることが示唆された。

ついで, 被害発生リスク認知と他の変数との関連を検討した。被害者が見ず知らずの他人だったとしても, 同じような事件が身近で起きうると感じていれば, その被害者に自分にとっての重要他者の姿が重なり, 同一性関連の怒りが強く感じられることもあるかもしれない。そこで, リスク認知に独立変数の影響がみられるか検討するため, 3項目の平均値をリスク認知の変数として ($\alpha = .82, M = 2.61, SD = 0.88$), 加害者の集団成員性 (2) × 被害者の集団成員性 (2) × 性別 (2) の3要因分散分析を行った。その結果, 加害者の集団成員性の主効果 ($F(1, 187) = 4.61, p = .033, \eta^2 = .022$), および加害者の集団成員性 × 被害者の集団成員性

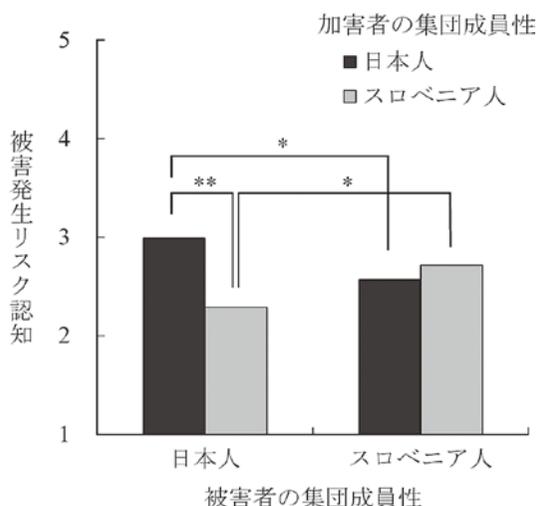


図2 加害者および被害者の集団成員性ごとの被害発生リスク認知の平均値

** $p < .01, *p < .05$

の交互作用が有意となった ($F(1, 187) = 10.59, p = .001, \eta^2 = .051$)。加害者の集団成員性の主効果については、加害者がスロベニア人のときより日本人のときにリスク認知が高かった ($M = 2.49$ vs. 2.74)。加害者の集団成員性×被害者の集団成員性の交互作用については、全体として加害者と被害者が同国籍どうしのときにリスク認知が高まった (図 2)。リスク認知と道徳的違反の相関係数は $-.06$ ($p = .400$)、リスク認知と怒りの相関係数は $-.06$ ($p = .435$) であった。このことから、同じような事件が身近で生じうるというリスク認知と怒りの間に関連はないことが示された。

考 察

本研究では、Batson et al. (2009) にもとづき、道徳的違反と怒りの関係について検討した。彼らの研究によれば、道徳的違反によって生じる怒りはいずれも私憤であるという。なぜなら、被害者が内集団成員のときに、外集団成員のときより、強い怒りが報告されやすいからである。本研究でも、この前提に立ち、次の 3 つの仮説を質問紙実験により検討した。すなわち、第一に、被害者が外集団成員であるときより、内集団成員であるときに、人々は加害者に対して強い怒りを報告するだろう (仮説 1)。第二に、加害者が外集団成員であるときより、内集団成員であるときに、人々は加害者に対して強い怒りを報告するだろう (仮説 2)。第三に、被害者が外集団成員である場合、その加害者が外集団成員であるときより内集団成員であるときに強い怒りが報告される一方で、被害者が内集団成員の場合には、その加害者が、被害者と同じ内集団成員であるときより外集団成員であるときに強い怒りが報告されるだろうというものであった (仮説 3, 図 1)。

実験の結果、独立変数が加害者への怒りにおよぼす影響については、いずれの主効果および交互作用とも有意差は認められず、仮説はすべて支持されなかった。道徳的違反の知覚に関しては、表 1 に示したように、被害者と加害者の集団成員性にかかわらず、実験参加者は加害者の行為を道義に反すると強く知覚しており、天井効果がみられた。これについては、先行研究においても (Batson et al., 2009; 上原・中川・国佐他, 2013)、被害者の集団成員性による違いは顕著ではなく、この点に関する本研究の結果は先行研究のそれを再現するものと考えられる。

先行研究とは異なり、加害者に対する怒りの評価は、道徳的違反の知覚と呼応するように、被害者および加害者の集団成員性による違いは有意とはならなかった。その意味では、Batson et al. (2009) の結果は再現されなかったといえる。報告された怒りの程度は、いずれの条件でも 5 件法で 3 点台であり、天井効果により差がみられなくなったとは考えにくい。ま

た、上で述べたように、道徳的違反の知覚はいずれの条件においても極めて強く、道徳的違反が知覚されなかったために、怒りが一様であったというのもむずかしい。今回は詳細な分析をしていないが、実際、本研究で取りあげた事例を読んだ後に自由記述させた感想には、加害者に対する強い憤りを示すものが多かった。その意味で、今回取りあげた大人による子どもの殺害事件という事例の生々しい記述が、実験要因がもたらすインパクトを越えて、一様に怒りを喚起したのかもしれない。さらに、怒りは被害者に対する共感と強い相関を示したが、道徳的違反知覚と怒りの関係は、被害者に対する共感を統制した後も維持された。このことは、道義に反しているという知覚それ自体が怒りの喚起に独自の効果をもたらしたと解釈できる。加えて、同様の被害が身近で起きるかもしれないというリスク認知は、怒り感情とはほぼ無相関であった。こうしたリスク認知が強いほど、自分の身近にいる重要他者が同様の被害にあうことも想像されやすく、同一性関連の私憤も覚えやすいとするならば、リスク認知と怒りに関連がみられなかったことは、本研究で報告された怒りが同一性関連の怒りとは異なる性質をもつ可能性を示唆しているように思われる。

また、Batson et al. (2009) の研究パラダイムでは、もし義憤が存在するなら、道徳的違反が知覚されるだけで怒りが引き起こされるはずであり、被害者の集団成員性などの実験要因によって怒りの程度に差はみられないはずだという論理を採用している。つまり、怒りの程度が実験要因の影響を受けない、すなわち実験要因の有意差がみられないとき、それは義憤ととらえられている。しかし本来、実験要因の効果がみられなかったときの結果の解釈は複数存在しうするため、一義的に1つの解釈に結びつけることはむずかしい。そのため、このような論理構成では、怒りが実験要因の影響を受けなかったからといって、直ちにそれが義憤の証拠であると主張することには慎重であるべきだろう。ただ、本研究において、怒りの程度に実験要因の効果がみられなかったことは、他の解釈を完全に排除できないとはいえ、この結果が私憤（および同一性関連の私憤）に分類できない怒りを例証している可能性もないわけではない。本研究で取りあげた社会的な弱者が不当な扱いを受けるという事例は、Batson et al. (2009) における拷問の事例より、喚起された怒りの程度が強いように思われる。ある行為が道徳的か否かは、しばしば議論が分かれるところであるが、少なくとも社会的弱者への不当な扱いはそれが道義に反する行為であるとして、多くの人々の合意を得やすかったのかもしれない。それゆえ加害者および被害者の集団成員性にかかわらず一様に強い怒りを喚起させた可能性もある。

今後の課題

本研究では、Batson et al. (2009) で検討されたような、道徳的違反が自分の住む文化圏で

はない地域で発生した状況は扱わなかった。本研究の結果を Batson et al. (2009) の結果と比較検討するためには、道徳的違反が実験参加者の住む地域とそうでない地域、いわば国内と国外で起きた状況を設定して、怒りの程度を測定する必要がある。

また、本研究の結果をもってしても、義憤の明確な証拠が得られたとはいいがたい。実証的に義憤を取り出すためには、Batson et al. (2009) の研究パラダイムだけに頼らず、他の方法を模索する必要もある。例えば、実験ゲームにおける第三者罰研究が参考になるかもしれない (e.g., Fehr & Gächter, 2002)。第三者罰研究においては、実験参加者は第三者の立場におかれ、実験ゲームのプレイヤーの行動を観察するだけとなる。実験ゲームのプレイヤーはゲームを行うことによって、利得を得たり失ったりするが、第三者役の実験参加者はゲームそれ自体には関与しないため、プレイヤーの行動が第三者である自分の利益に返ってくることは一切ない。しかし第三者役は、自分が望めば、自らコストを支払って、プレイヤーの利得から一定の金額を差し引くことができる。このような状況で、自らコストを支払ってまで罰を与える行動は義憤にもとづくものと解釈できないだろうか。もちろん第三者罰を行使する動機には怒り以外にも様々なものが考えられるが、私憤の本質的な側面である、自分や重要他者の利害が脅かされる要素は少なくとも排除されているように思われる。第三者罰のパラダイムを用いて、測定方法をより洗練させることで、義憤の証拠を探る実証的な研究も進展すると期待される。

引用文献

- Batson, C.D., Kennedy, C.L., Nord, L.-A., Stocks, E.L., Fleming, D.A., Marzette, C.M., Lishner, D.A., Hayes, R.E., Kolchinsky, L.M., & Zenger, T. (2007). Anger at unfairness: Is it moral outrage? *European Journal of Social Psychology*, 37, 1272-1285.
- Batson, C.D., Chao, M.C., & Givens, J.M. (2009). Pursuing moral outrage: Anger at torture. *Journal of Experimental Social Psychology*, 45, 155-160.
- Darley, J.M., & Pittman, T.S. (2003). The psychology of compensatory and retributive justice. *Personality and Social Psychology Review*, 7, 324-336.
- Fehr, E., & Gächter, S. (2002). Altruistic punishment in humans. *Nature*, 415(6868), 137-140.
- Hoffman, M.L. (2001). *Empathy and moral development: Implications for caring and justice*. Cambridge University Press.
- Marques, J.M., & Yzerbyt, V.Y. (1988). The black sheep effect: Judgmental extremity towards ingroup members in inter- and intra-group situations. *European Journal of Social Psychology*, 18, 287-292.
- Miller, J.G., Bersoff, D.M., & Harwood, R.L. (1990). Perceptions of social responsibilities in India and in the United States: Moral imperatives or personal decisions? *Journal of Personality and Social Psychology*, 58, 33.
- Montada, L., & Schneider, A. (1989). Justice and emotional reactions to the disadvantaged. *Social Justice Research*, 3, 313-344.

- O'Mara, E.M., Jackson, L.E., Batson, C.D., & Gaertner, L. (2011). Will moral outrage stand up? Distinguishing among emotional reactions to a moral violation. *European Journal of Social Psychology*, 41, 173-179.
- Pettigrew, T.F. (1979). The ultimate attribution error: Extending Allport's cognitive analysis of prejudice. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 5, 461-476.
- 上原俊介・中川知宏・国佐勇輔・岩淵絵里・田村達・森丈弓 (2013). 道徳的違反に対する怒り感情：義憤を規定する状況要因の検討. *社会心理学研究*, 28, 158-168.
- 上原俊介・中川知宏・田村達・小形佳祐・齊藤五大 (2013). 怒りと道徳的違反の知覚：危害の正当性と義憤および私憤に対するその影響. *文化*, 77, 1-12.